

# 雇用対策法施行規則の一部を 改正する省令の一部を改正する 省令案概要

# 雇用対策法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令案（概要）

## 1. 改正の趣旨

- 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和 41 年法律第 132 号。以下「法」という。）第 31 条を実施するため、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則（昭和 41 年労働省令第 23 号）第 13 条の 2 第 1 項において、国の行う職業指導及び職業紹介事業等と地方公共団体の講ずる雇用施策が密接な関連の下に円滑かつ効果的に実施されるよう、国と地方公共団体が雇用対策協定を締結することができることとされている。
- この点、雇用対策法施行規則の一部を改正する省令（平成 29 年厚生労働省令第 93 号。以下「改正省令」という。）による改正前の雇用対策法施行規則（昭和 41 年労働省令第 23 号）第 13 条においては、
  - ・ 都道府県労働局長は、毎年度、雇用施策実施方針を関係都道府県知事の意見を聞いて定めること（同条第 1 項）
  - ・ 厚生労働大臣は、毎年度、雇用施策実施方針の策定に関する指針を定めること（同条第 2 項）が規定されていたが、その目的は同令第 13 条の 3 に規定する雇用対策協定と重複していた。このため、改正省令においては、これらの規定を削除した上で、「都道府県労働局長は、当分の間、毎年度、雇用施策実施方針を定める。ただし、雇用対策協定を実施するための計画（都道府県労働局長と都道府県知事が締結した雇用対策協定に係るものに限る。）を作成することとする場合はこの限りでない」旨及び「厚生労働大臣は、当分の間、毎年度、雇用施策実施方針の策定に関する指針を定める」旨の経過措置が設けられた（改正省令附則第 2 条第 1 項及び第 2 項）。
- 今般、全ての都道府県において雇用対策協定が締結され、雇用施策実施方針を定める都道府県労働局が現時点において存在しないことを踏まえ、改正省令附則第 2 条第 2 項について、所要の改正を行うもの。

## 2. 改正の概要

- 厚生労働大臣が、当分の間、毎年度定めるものとされている雇用施策実施方針の策定に関する指針について、例外として、全ての都道府県労働局長が、雇用施策実施方針を定めないこととする場合には、当該指針の作成を要しないこととする。

※ 雇用対策協定は現在全ての都道府県で締結しているが、仮に協定が締結されていない状況になった場合に都道府県との連携を確保する必要等があるため、改正省令附則第 2 条第 1 項及び第 2 項は存置する。

## 3. 根拠法令

法第 31 条

## 4. 施行期日等

公布日：令和 2 年 1 月（予定）

施行期日：公布日（予定）

# 雇用対策法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令(案)について

## 背景

雇用対策における国と地方公共団体との連携という目的で規定されている「雇用対策協定」(以下「協定」という。)と、都道府県労働局長が策定する「雇用施策実施方針」(以下「地方方針」という。)を平成30年4月に協定に一本化し、協定を締結し、協定に係る事業計画を策定する場合は、地方方針を策定しなくても良いこととされた。(厚生労働大臣は、地方方針の策定の参考となるように示す指針)(以下「全国指針」という。)を定めることとなっている。)

その後、全ての都道府県で協定が締結され協定に係る事業計画を策定し、地方方針を策定しないこととしたことから、全国指針に関する所要の改正を行うものとする。

~平成30年3月

### 【協定(本則)】

都道府県労働局長と地方公共団体の長が、双方の雇用施策を密接な連携の下に円滑かつ効果的に実施するために締結する雇用対策に関する協定。

### 【地方方針(本則)】

都道府県労働局長が、都道府県労働局と都道府県の雇用施策を密接な連携の下に円滑かつ効果的に実施するため、都道府県の知事の意見を聞いて策定する、当該労働局における雇用施策の方針。

毎年度、地方方針策定の参考となるよう、厚生労働大臣が指針(全国指針)を定める。

現 行

### 【協定(本則)】

協定に一本化。

### 【地方方針(附則)】

都道府県労働局長が地方方針を定めることを附則に規定。ただし、都道府県知事と雇用対策協定を締結し、事業計画を作成している場合は、地方方針を策定しなくても良いものとする。

毎年度、地方方針策定の参考となるよう、厚生労働大臣が指針(全国指針)を定める。

改正案

### 【協定(本則)】

現行と同じ。

### 【地方方針(附則)】

現行と同じ。

毎年度、地方方針策定の参考となるよう、厚生労働大臣が指針(全国指針)を定める。ただし、全ての都道府県労働局長が、前項ただし書の規定により地方方針を定めないこととする場合には、この限りでない。

( )

( )すべての都道府県労働局が地方方針を策定しない現状から、必ずしも全国指針を策定しなくても良いこととする例外を設ける。ただし、仮に協定が締結されていない状況になった場合は、地方方針を作成できるよう、全国指針に関する規定は残す。

【施行期日:公布日】